

東広島市障がい福祉分野資格取得等補助金制度について

補助対象事業者

- ・市内に所在する総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス事業者等

補助対象経費

- ・事業者が研修機関等に直接支払った研修受講料又は資格取得費
- ・対象従業者本人が負担した研修受講料又は資格取得費に対して、事業者が対象従業者へ支払った支給金等

研修・資格等名称	補助対象経費	補助率	補助限度額(円)
相談支援専門員	研修受講料 (相談支援従事者初任者研修)	2分の1	50,000
居宅介護職員	研修受講料 (居宅介護職員初任者研修)		
行動援護従事者	研修受講料 (行動援護従業者養成研修)		
喀痰吸引 (第3号)	研修受講料 (喀痰吸引等研修(第3号))		
強度行動障害支援者	研修受講料 (強度行動障害支援者養成研修)		
介護職員初任者研修	研修受講料 (介護職員初任者研修)		
介護福祉士実務者	研修受講料 (介護福祉士実務者研修)		
同行援護従業者	研修受講料 (同行援護従業者養成研修)		
社会福祉士 精神保健福祉士 介護福祉士 保育士	資格取得費 (国家試験受験料)		

※補助対象経費：研修受講料又は資格取得費

※補助金交付申請は、市の会計年度において、1法人につき対象従業者3人まで、対象従業者1人につき1つの研修又は資格について申請できるものとし、当該補助金以外の本市補助金を重複して受けることはできない。

本市以外の助成金等を受けることはできるが、当該助成金等は補助対象経費には含まれない。

※当該年度内に、対象従業者が研修修了又は資格取得し、及び研修受講料や資格取得費に係る事業者の支出が全て完了することが条件となります。

※予算額を超える申請があった場合は、受付を早期終了する場合があります。

※「東広島市障がい福祉分野資格取得等補助金交付要綱」をご確認のうえ申請してください。

お問い合わせ先：東広島市健康福祉部障がい福祉課障がい福祉係

電話：082-420-0180（直通） FAX：082-420-0181

所在地：〒739-8601 東広島市西条栄町8-29

手続きの流れ

1 交付申請書の作成

- ・東広島市ホームページから「東広島市障がい福祉分野資格取得等補助金交付要綱」をダウンロードし、補助要件や必要書類を確認してください。様式ファイルもダウンロードできます。
- ・補助金の交付を受けた日から起算して1年を経過する日以前に対象従業者が交付申請時に勤務していた障害福祉サービス事業所等を退職したときは、補助金を返還しなければいけないこと（交付決定の取消）を了承し、交付申請をしてください。（死亡した場合又は引き続き本市の区域内に所在する他の障害福祉サービス事業所等において障害福祉サービスに従事している場合を除く）
- ・既に実施している研修や資格試験は補助対象となりません。
補助事業は、交付決定通知後に着手してください。
- ・当該年度末までに、対象従業者が研修を修了又は資格を取得、及び研修受講料や資格取得費に係る事業者の支出が完了することが補助金交付の条件になります。



2 交付申請書の提出

- ・事業者は、市障がい福祉課へ交付申請書と必要添付書類を提出します。
（受講日または受験日の1ヶ月前までに申請。メールでも申請可能です。）



3 交付決定

- ・交付申請書等の内容を市が審査し、補助金の交付決定をします。（※補助金交付決定通知書）



4 補助事業の実施

<事業の着手日とは>次の①～②のいずれか早い日

- ①対象従業者が研修を受講開始した日
- ②対象従業者が資格試験を受験した日



5 実績報告書の提出

- ・事業者は、補助事業完了後（対象従業者が研修修了又は資格取得し、及び研修受講料や資格取得費に係る事業者の支出が全て完了）30日以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに、実績報告書と必要添付書類を提出します。



6 補助金の額の確定

- ・実績報告書等の内容を確認後、補助金の額を確定します。（※補助金額確定通知書）



7 補助金の支払い

- ・事業者からの請求書（市様式）をもとに補助金を交付します。（※補助金額確定通知書の「2 確定額」の金額で請求してください。）



8 対象従業者の1年後の状況を報告

- ・事業者は、補助金交付日から1年後の対象従業者の状況を必ず報告してください。
（補助金が振り込まれた日から1年後です。）

提出書類

●交付申請時

- ① 東広島市障がい福祉分野資格取得等補助金交付申請書（別記様式第 1 号）
- ② 資格取得費等を確認できるもの（研修パンフレット等）
- ③ 対象従業者が事業者（申請者）と雇用関係にあることを確認できる書類
- ④ その他市長が必要と認める書類

●変更申請時（※変更等がある場合のみ）

- ① 東広島市障がい福祉分野資格取得等補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第 3 号）
- ② 変更内容等を確認できるもの
- ③ その他市長が必要と認める書類

※補助金交付前に、対象従業者が退職等した場合「変更申請書」に必要な書類を添えて、速やかに報告すること。

●実績報告時（※補助事業が完了したとき）

- ① 東広島市障がい福祉分野資格取得等補助金実績報告書（別記様式第 5 号）
- ② 対象従業者が交付決定に係る研修を修了し、又は資格を取得したことを証する書面の写し
- ③ 資格取得費等に係る領収証（研修又は資格の登録の実施に関する事務を行う機関が対象従業者又は事業者宛て発行したものに限る。）の写し
- ④ 交付決定に係る研修の受講又は資格の取得に関し、事業者が対象従業者に対して給付した金銭がある場合は、当該給付に係る明細書の写し
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

●交付請求時（※実績報告後に、補助金額確定通知が届き次第）

- ① 東広島市障がい福祉分野資格取得等補助金交付請求書（別記様式第 7 号）
- ② その他市長が必要と認める書類

●補助金交付日から 1 年後の状況報告時（※30 日以内に、必ずご提出ください。）

- ① 東広島市障がい福祉分野資格取得等補助金対象従業者報告書（別記様式第 8 号）
- ② その他市長が必要と認める書類

※補助金交付後に、補助金交付日から 1 年以内に対象従業者が退職等した場合であっても、補助金交付日から 1 年後の状況を、「対象従業者報告書」に必要な書類を添えて、補助金の交付を受けた日から 1 年を経過した日から起算して 30 日以内に、必ず報告すること。